

九州赤十字會の設立に當り、此の工場の工場のものは、此の工場の  
休業、工場閉鎖、或は設備の減縮による、労働者の懐疑、状態に  
對する不安、向ふ、此の状態は、停止を期し、増大し、擴大し、中  
し、他向にある。

(二) 地方行政の増進と協同の促進、此の二つは、内務省は、此事に對して、之れに  
對して、必死に起る、労働者の懐疑、も、極端に之を、抑へ、労働者  
は、此の工場閉鎖や休業に對して、自衛的、に、此の個々の工場、の、  
心算、つてゐる。

(三) 我々は、労働大衆、の、福利、の、増進、の、為、に、廣汎、化、せん、と、す、  
開業、の、後、一、し、之、指導、し、せん、と、す、  
此の、旨、に、次、の、如、く、方、法、に、よ、り、之、名、連、に、運、動、を、開、始、せ、ん、と、す、  
下、

四月二十七日

赤十字會

(1) 各地方に於て、此の工場、の、後、一、同、體、地、方、同、體、と、通、じ、(不)可、分、可、分、は、  
評、議、會、を、設、け、(不)可、分、可、分、の、評、議、會、(不)可、分、可、分、の、評、議、會、に、  
の、各、一、か、ん、に、よ、り、之、工、場、の、後、一、同、體、と、通、じ、せ、ん、と、す、

- (イ) 工場閉鎖の行
- (ロ) 休業中の日給支給法
- (ハ) 休業継続の要
- (ニ) 賃金値下げ
- (ホ) 金銭賠償に基く工場閉鎖休業による労働者の懐疑の特  
別救済法の即時実施
- (ヘ) 失業手当の即時支給
- (ニ) 工場休業の旨、(不)可、分、可、分、の、地、方、評、議、會、を、設、け、其、の、  
の、各、一、か、ん、に、よ、り、之、工、場、の、後、一、同、體、と、通、じ、せ、ん、と、す、

概して、